



徳島県の大雨警報（浸水害）発表基準の変更について

徳島県の大雨警報（浸水害）の発表基準を、より適切な値となるよう見直しました。
新しい発表基準は、令和3年6月3日13時から適用します。

大雨警報（浸水害）の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。

今般、最新の大雨災害データの取り込み及びデータの計算処理手法の改良を行い、発表基準を下記のとおり変更することとしました。

この見直しによって、よりの確な警報・注意報の発表に加え、「キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」の判定の改善を図ります。

今後も、最新のデータと知見に基づき、気象災害による被害の防止・軽減に努めてまいります。

記

- 1 基準変更日時
令和3年6月3日（木）13時
- 2 大雨警報（浸水害）基準を変更する市町村
那賀町
- 3 発表基準
6月3日13時以降、以下のURL（気象庁ホームページ）に掲載します。

警報・注意報発表基準一覧表（徳島県）

https://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/known/ki_jun/tokushima.html

【参考】

徳島県の気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=360000

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

問合せ先：徳島地方気象台 担当 山口

電話 088-626-0676 F A X 088-626-0680